

## 横浜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

制定 平成11年 4月 1日  
改正 平成13年10月 1日  
改正 平成26年 7月 1日  
改正 平成27年 4月 1日

### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な設置及び維持管理が行われるよう、必要事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

#### (1) システム

生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体である。

#### (2) メーカー

システムについて第3条1項の製品認証または第3条2項の適合評価を受けた者をいう。

#### (3) 排水処理槽

ア 生物処理タイプ 一般家庭等から発生するディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水し処理部へ搬送し、生物により処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。

イ 機械処理タイプ 一般家庭等から発生するディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。

### (設置機種)

第3条 設置するシステムは公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に基づき同協会の製品認証を受けたもの。

2 市長が、設置について適当であると判断したもの。

### (書類の提出)

第4条 システムの設置を行おうとする者（以下「設置者」という。）は、横浜市下水道条例第4条に規定する排水設備計画確認申請書の提出時に、本要綱第8条のシステムに関する書類を提出するものとする。

### (維持管理に関する要請)

第5条 市長は、システムの維持管理に関して設置者に対し次の事項の遵守を求める。なお、設置者と使用者が異なる場合は使用者に対し遵守を求める。

(1) 当該システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(2) 当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、必要に応じその資料を提出すること。

(3) 当該システムの適切な維持管理を確認するため、調査等の必要が生じる場合、それに応じること。

(4) 当該システムから発生する汚泥のうち一般廃棄物として認定される汚泥を収集、運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づき許可された業者に委託すること。

(5) 当該システムの維持管理内容に変更が生じた場合には、その変更内容について書類を提出すること。

(6) 当該システムを廃止する場合においては、廃止届の提出を行うと共に排水処理槽部及び破碎部等の撤去を行うこと。

(使用者の引継)

第6条 当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた者が当該システムの適切な維持管理を引継ぐものとする。

(メーカーに対する要請)

第7条 市長は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次の事項を求める。

- (1) システムの販売に当り、使用者に対し、当該システムの維持管理については維持管理業者との維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 使用者に対し、第5条で規定する維持管理に関する要請に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 第5条で規定する維持管理に関する要請に協力すること。

(システムに関する書類)

第8条 排水設備計画確認申請書に併せ、設置者が提出するシステムに関する書類は次のものをいう。

- (1) 下水道協会による製品認証書(写)(注1)、又は適合評価書(写)(注2)
- (2) 維持管理計画書(注3)
- (3) 維持管理業務委託契約書(写)、又は維持管理業務委託契約について(第1号様式)(注4)
- (4) システムに係る資料(注5)

2 前項第3号で第1号様式を提出した場合、使用者が維持管理業務委託契約書(写)を提出することとする。

(注1) 第3条1項のシステムを設置する場合。

(注2) 第3条2項のシステムを設置する場合。

(注3) 維持管理計画書には、設置者とメーカー、維持管理業者との連絡体制及び保守点検内容等を明記したもの。

(注4) 設置者と使用者が異なり、維持管理業務委託契約が出来ない場合は第1号様式を提出する。

(注5) 今回設置するシステムに係る資料は、つぎのとおりである。

#### 1 装置の概要

- (1) システムのフロー
- (2) 設計概要
  - ア 排水処理槽への流入水質
  - イ 処理水の水質基準
  - ウ 各単位装置の概要

#### 2 排水処理槽容量の算定

- (1) 設計条件
  - ア 処理対象人員の算定
  - イ 計画流入水量(日平均の汚水量)の算定
- (2) 容量計算結果表(各槽毎の必要容量と設計容量との対比)

#### 3 構造図

- (1) 排水系統図(台所排水系統とそれ以外の排水系統が色別表示されているもの。)
- (2) 排水処理槽の平面図及び断面図(フロー図にある各槽の名称、及び寸法が記載されているもの。)

年 月 日

横 浜 市 長

設置者 住所  
氏名  
(電話)

### 維持管理業務委託契約について

下記の建築物に設置する〇〇〇システム（製品認証又は適合評価を受けたシステム名称）の維持管理業務委託契約については、当該システムは設置者と使用者が異なるため使用者が確定次第、速やかに使用者と維持管理業者と契約を締結し、維持管理業務委託契約書（写）を提出するよう伝えます。

1 建築物の概要（名称、住所、戸数、階数等）

2 設置するシステム

|             |        |
|-------------|--------|
| 名 称         | システム名称 |
| 認 定 番 号     |        |
| 認 定 メ ー カ ー |        |